

2019年10月1日、

自動車の**税**が **大きく**変わります

新しくなった
クルマの税を
わかりやすく
解説しよう!

自動車税(種別割)の



税率が引き下げられます

自動車取得税が廃止され、



環境性能割が**導入**されます

環境性能割が



臨時的に軽減されます



自動車税(種別割)の

1 税率が引き下げられます



私が今乗っているクルマはどうなるのかしら？



2019年
10月1日
から

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた
自家用の乗用車(登録車)から、**自動車税(種別割)の税率が引き下げ**られます。

※2019年10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税(種別割)」に、
軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されます。

初回新規登録年月の確認方法 自動車検査証部分見本

この部分を
ご覧ください

番号 12345		〇〇年10月1日	
自動車検査証			
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	用途
品川〇〇〇〇1234	〇〇年10月1日	〇〇年10月1日	普通 乗用 自家用
車名	乗車定員	最大積載量	車体形状
〇〇〇〇	5人	kg	箱型
車台番号	長さ	幅	重量
〇〇〇〇〇-123456	445cm	174cm	1400kg
型式	原動機の型式	燃料の種類	型式指定番号
〇〇-△△△△	〇〇〇〇	1.89L ガソリン	12345

2019年9月30日以前に
登録を受けた自動車の税率は
変更されず、
今までどおりなんじゃよ



※海外使用歴のある自動車については、
この部分では判断できませんので、
最寄りの都道府県の自動車税担当
にお問い合わせください。

自動車取得税が廃止され、

2 環境性能割が導入されます

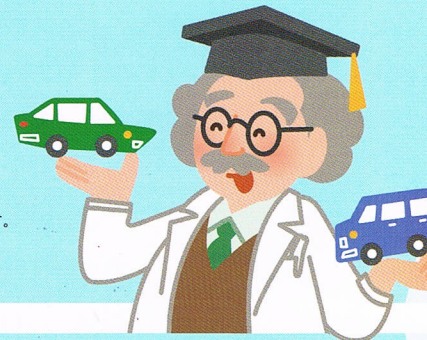


2019年
10月1日
から

自動車取得税は廃止となり、
自動車の燃費性能等に応じて自動車の
購入時に払う「**環境性能割**」が導入されます。

※環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて自家用の登録車は0~3%、営業用の登録車及び軽自動車は0~2%です。

環境性能割は、
新車・中古車を問わず
対象になるんじゃ



この環境性能割は

3 臨時的に軽減されます



環境性能割の
臨時的軽減には、
中古車も含まれるぞ

2019年
10月1日
から
1年間

2019年10月1日から2020年9月30日までの間に
自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、
環境性能割の税率1%分が軽減されます。

これからクルマを
買うけど、
軽減の対象は
新車だけのの？



環境性能割は
いつまで軽減
されるんだろう？

環境性能割の軽減は、
2020年9月30日までの
1年間に限られているんじゃ



最後のページに
 新しくなる自動車税の
 スケジュールを
 まとめたぞ！

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた 自家用の乗用車(登録車)の自動車税(種別割)の税率表

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)
1,000cc以下	29,500円	25,000円 (▲4,500円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円 (▲4,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円 (▲3,500円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円 (▲1,500円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円 (▲1,000円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円 (▲1,000円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円 (▲1,000円)
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円 (▲1,000円)
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円 (▲1,000円)
6,000cc超	111,000円	110,000円 (▲1,000円)



最後のページへ

課税のタイミング

税額の計算方法*

*自家用の乗用車の場合

自動車の取得時
 [購入時]

自動車の
 取得価格



税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み

税率(改正後)		燃費基準値達成度等
登録車	軽自動車	
非課税	非課税	電気自動車等 ^{※1}
1.0%	非課税	★★★★ かつ 2020年度燃費基準+20%達成車 ^{※2}
2.0%	1.0%	★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車 ^{※2}
3.0%	2.0%	★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車 ^{※2}
		上記以外

※1「電気自動車等」は、登録車の場合は電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)、プラグインハイブリッド車及びグリーンディーゼル車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合)であり、軽自動車の場合は電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)である。

※2「電気自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る。

環境性能割の臨時的軽減による税率

登録車 (自家用の乗用車)

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率 2019年10月1日から 2020年9月30日までの間
電気自動車等 ^{※1}	非課税	非課税
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+20%達成車 ^{※2}	非課税	非課税
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車 ^{※2}	1.0%	1.0%
★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車 ^{※2}	2.0%	1.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%

軽自動車 (自家用の乗用車)

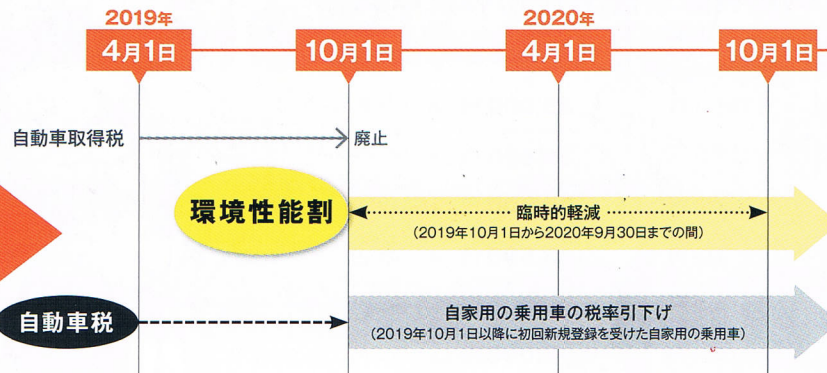
対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率 2019年10月1日から 2020年9月30日までの間
電気自動車等 ^{※1}	非課税	非課税
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車 ^{※2}	非課税	非課税
★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車 ^{※2}	1.0%	1.0%
上記以外の車	2.0%	1.0%

これなら
ひとめで
わかりやすいな!



新しくなる自動車税の
スケジュールじゃ!

自動車の税は、このように変わります



そのほかにも!



4 特例措置が見直されます

2019年
4月から
9月まで

自動車取得税のエコカー減税の見直し

2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車(登録車・軽自動車)及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

※2019年10月1日から自動車取得税が廃止されます。
※上記以外に、自動車重量税のエコカー減税について見直しがあります。

2021年
4月以降

グリーン化特例(軽課)の見直し

消費税率引上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車(登録車・軽自動車)について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。



●詳しくは、お住まいの都道府県の自動車税担当にお問い合わせください。●このリーフレットの内容は、2019年4月1日現在の法令に基づいたものです。